

新型コロナウイルス関連情報
(オーストリア国内における新型コロナウイルス対策措置の変更)

○1月31日、ワクチン非接種者を対象とした外出制限が解除されました。

○2月1日以降、オーストリア国内における新型コロナウイルスワクチンの2回目接種証明書の有効期限が270日から180日(18歳未満は210日)に短縮されます。

1 1月31日、ワクチン非接種者を対象とした外出制限(ロックダウン)が解除されました。ただし、引き続き厳格なコロナ対策を行うとして、ほぼすべての分野において2Gルールを適用するほか、店舗の営業や集会の実施等を22時までとする措置等は継続されません。

2 2月1日以降、オーストリア国内における新型コロナウイルスワクチンの2回目接種証明書の有効期限が270日から180日(18歳未満は210日)に短縮されます。ただし、ブースター接種証明書(3回の接種または治癒後の2回の接種)の有効期限は引き続き270日に変更はありません。

3 これにより、2回目接種から180日を超える証明書は、ブースター接種を受けなければ接種証明書として国内で無効扱いとなります。3回目の接種を受けるために必要な2回目接種からの経過期間は、法的に120日から90日に短縮されました(ただし、ワクチン接種委員会の勧告は、引き続き120日のまま)。

4 上記はオーストリア国内における措置であり、オーストリア入国に際しての検疫においては、2回目接種証明書の有効期限は引き続き270日に変更なく、また、1回接種型も有効とされています。

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所: Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話: (市外局番01)531920

Fax: (市外局番01)5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>